

寄附金制度

長岡技術科学大学では、企業や個人篤志家より本学の学術研究や教育の充実発展に活用することを目的とする寄附金を受け入れております。

I. 寄附金について

寄附金は、学術研究に要する経費等、教育・研究の奨励や振興を目的として受け入れるもので、実験設備、消耗品、図書の購入、研究調査の旅費、学生の学資等として、活用され、教育・研究上極めて重要な役割を果たしております。寄附金の見返りとして研究成果等を受け取ることはできませんが、その成果を通じて、広く社会に貢献することになります。

寄附金は、現金のほか、有価証券であっても受け入れることができます。

II. 寄附の条件

1. 次のような条件を付すことができます。

- (1) 貸与又は給与する学生の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- (5) 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

2. 次の条件が付されている場合は、受け入れることができません。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄付者に譲与すること
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄付者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金の使用について、寄付者が会計検査を行うこと。
- (4) 寄附の申し出後、寄付者の意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他学長が特に教育研究上支障があると認める条件。

Ⅲ 受入手続き

1. 申し出

寄附の申し出は、「寄附金申込書」に必要事項をご記入及び押印のうえ、本学あてお送りください。

2. 受入れ

「寄附申込書」をお受けしてから、本学において内容を協議のうえ、受け入れを決定します。受け入れを決定したときは、寄付申込者へ通知します。

3. 寄附金の送金

本学より「振込依頼書」をお送りしますので、最寄りの銀行でお手続きください。

4. 領収証等の送付

入金確認後、本学より「領収書」をお送りします。

また個人の場合、併せて「寄附金受領証明書」及び「寄附金税額控除申告書」をお送りします。

Ⅳ 税制上の優遇措置

ご寄付をされる方には、税制上の優遇措置が設けられております。

1. 法人の場合

寄附金の全額が損金に算入され、税金がかかりません。

なお、一般の寄附金にかかる損金算入限度額と別枠です。

2. 個人の場合

総所得金額から寄附金の額を控除でき、税金の対象となる額が、軽減できます。

また、「寄附金税額控除申告書」を「寄附金受領証明書」を添付し、お住まいの税務署又は市町村へ申告することにより、住民税の寄附金税額控除の適用を受けることができます。

お問い合わせ先

〒940-2188

新潟県長岡市上富岡町1603-1

長岡技術科学大学 総務部研究・地域連携課 外部資金係

TEL 0258-47-9277 FAX 0258-47-9040